平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

地域包括支援センター運営法人

法人名称　　○○○○

代表者名　　理事長　○○○○

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する契約に伴う変更事項について（通知）

平成　年　月　日付で、締結いたしました「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する契約」における「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援重要事項説明書」について、平成30年4月介護保険法改正に伴い、下記の事項を変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

【変更前】

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料 | 【介護予防支援】  介護予防サービス計画作成に係わる費用（月額**4,480円**・初回加算１回  **3,126円**・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算１回**3,126円**）は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 |
| 【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントＡ）】  ケアマネジメント作成に係わる費用（月額**4,480円**・初回加算１回**3,126円**・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算１回**3,126円**）は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 |
| 【簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントＢ）】  ケアマネジメント作成に係わる費用（月額**2,177円**・初回加算１回**3,126円**・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算１回**3,126円**）は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 |
| 【初回のみの介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントＣ）】  ケアマネジメント作成に係わる費用（月額**4,480円**・初回加算１回**3,126円**・卒業加算１回**3,126円**・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算１回**3,126円**）は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 |
| 解約料 | 解約日の１ヶ月前までに予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。ただし、サービス計画等に同意する前にこの契約を解約したときは、**4,480円**を頂きます。（地域包括支援センターの責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。） |

【変更後】

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料 | 【介護予防支援】  介護予防サービス計画作成に係わる費用（月額**4,601円**・初回加算１回**3,210円**・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算１回**3,210円**）は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 |
| 【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントＡ）】  ケアマネジメント作成に係わる費用（月額**4,601円**・初回加算１回**3,210円**・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算１回**3,210円**）は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 |
| 【簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントＢ）】  ケアマネジメント作成に係わる費用（月額**2,236円**・初回加算１回**3,210円**・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算１回**3,210円**）は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 |
| 【初回のみの介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントＣ）】  ケアマネジメント作成に係わる費用（月額4,601円・初回加算１回**3,210円**・卒業加算１回**3,210円**・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算１回**3,210円**）は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 |
| 解約料 | 解約日の１ヶ月前までに予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。ただし、サービス計画等に同意する前にこの契約を解約したときは、**4,601円**を頂きます。（地域包括支援センターの責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。） |

※この通知は、契約書とともに大切に保管してください。